

農地防災事業等補助金交付要綱

昭和31年 8 月 30 日 付け 31 農地第 4122 号
最終改正 令和 4 年 7 月 5 日 付け 4 農振第 681 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

」 殿

農林水産事務次官

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）、農業用施設災害関連事業の実施について（昭和40年 9 月 10 日 付け 40 農地 D 第 1129 号 農林事務次官依命通知）、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年 4 月 4 日 付け 61 構改 D 第 272 号 農林水産事務次官依命通知）、特殊地下壕対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日 付け 9 構改 D 第 264 号 農林水産事務次官依命通知）、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年 5 月 29 日 付け 元構改 D 第 347 号 農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（昭和60年 4 月 5 日 付け 60 構改 D 第 395 号 農林水産事務次官依命通知）、海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年 9 月 10 日 付け 40 農地 D 第 1139 号 農林事務次官依命通知）、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成 2 年 6 月 7 日 付け 2 構改 D 第 239 号 農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱（平成23年 5 月 2 日 付け 23 農振第 374 号 農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年 2 月 26 日 付け 24 農振第 2114 号 農林水産事務次官依命通知）、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱（平成26年 3 月 28 日 付け 25 農振第 1987 号 農林水産事務次官依命通知）、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領（平成25年 2 月 26 日 付け 24 農振第 2154 号 農林水産省農村振興局長通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月 23 日 農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月 23 日 農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年 4 月 13 日 農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 第 1 の農地防災事業等に要する経費及びこれに対する補助金は次のとおりとする。
(1) 都道府県が行う別表（第 2 及び第 8 関係）の事業の欄に掲げる(1)から(9)までの事業については、当該事業に要する経費に対し、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じた

額

- (2) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認める者（以下「団体」という。）が行う別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)から(8)までの事業については、当該事業に要する経費について都道府県が同表の補助率の欄に掲げる率を超えて補助する場合における当該補助に要する経費からその超える部分の補助に要する経費を除いた経費に相当する額

（申請手続）

- 第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)の農業用施設災害関連事業（以下「災害関連事業」という。）にあっては、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日付け農林省告示第1487号（以下「告示」という。）の3の補助金交付申請書の様式に準ずる様式））のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由し農林水産大臣）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県にあっては当該都府県区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 3 北海道開発局長は、北海道から第1項の交付申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

（交付申請書の提出期限）

- 第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事（北海道にあっては、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については、北海道開発局長を経由し北海道知事）（以下「都道府県知事等」という。）にその旨を通知するものとする。
- 2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号（災害関連事業にあっては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式）による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(変更交付決定の通知)

- 第7 地方農政局長等は、第6第1項及び第2項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、変更承認すべきものと認めたときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

(軽微な変更)

- 第8 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセント（30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合には1,200万円）を超える経費の額の増減。

(イ) 事業の内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合には1,200万円）を超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業実施主体の変更

イ 地区（災害関連事業にあっては、箇所）相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区（災害関連事業にあっては、箇所）ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合には400万円）を超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

(事業遅延の届出)

- 第9 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって第1項の届出書の提出に代えることができる。

(申請の取下げ)

- 第10 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(契約)

- 第11 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(状況報告)

- 第12 都道府県知事は、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)、(2)及び(4)から(9)の事業について、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については、北海道開発局長を経由し農林水産大臣）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の遂行状況報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 4 第1項による報告のほか、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第13 都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号（災害関連事業にあっては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業が完了したとき（第6第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。
- 5 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

- 第15 地方農政局長等は、第14第1項による実績報告書の提出があったときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第17 地方農政局長等は、第6第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の処分若し

くは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第18 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第19 適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあつては5万円以上）のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第20 都道府県知事は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第21 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に

規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第22 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第23 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付の申請、第6第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12の規定による状況報告、第13の規定による概算払請求、第14第1項による実績報告、第14第2項による年度終了実績報告及び第14第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムの提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6、第8、第9、第11、第12、第14、第16から第18まで及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、

一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成30年11月15日から施行する。ただし、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は平成30年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(平成30年11月15日付け30農振第2190号農林水産事務次官依命通知)による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、地すべり対策事業費補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3732号農林事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 この通知による改正前の本要綱及び2に掲げる通知によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。ただし、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(3)の事業の営農飲雑用水施設復旧工事、農村公園施設復旧工事、集落防災安全施設復旧工事及び情報基盤施設復旧工事の補助率(2)は、令和元年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和2年1月30日付け元農振第2576号農林水産事務次官依命通知)による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和2年3月31日付け元農振第3340号農林水産事務次官依命通知)による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。